

石川県宿泊施設感染防止対策緊急支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、石川県宿泊施設感染防止対策緊急支援事業補助金（以下「補助金」という。）の交付について、石川県補助金交付規則（昭和34年石川県規則第29号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 補助金は、石川県内の宿泊施設に対して、新型コロナウイルスの感染防止対策に必要となる備品・消耗品の購入や、新たな需要に対応するための施設改修など前向きな投資に必要な経費を補助することにより、事業者による感染防止対策の推進及び利用者に対する安全・安心を提供し、本県の観光振興を図ることを目的とする。

(補助対象経費等)

第3条 補助対象事業、補助対象事業者、補助対象経費、補助率、補助金限度額及び補助対象期間は、別表のとおりとする。

(補助事業の交付申請)

第4条 補助金の交付を申請しようとする者は、様式第1号による補助金交付申請書及び様式第2号による役員等名簿を、知事に提出しなければならない。

(補助事業の変更承認申請)

第5条 補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）が、交付決定を受けた補助対象事業（以下「補助事業」という。）の内容を変更しようとするときは、あらかじめ様式第3号による補助金変更承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

(補助事業の廃止)

第6条 補助事業者は、補助事業の廃止をしようとするときは、速やかに様式第4号による補助金廃止承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(補助事業の実績報告)

第7条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、様式第5号による補助金実績報告書に当該補助事業に係る支出状況等を明らかにした書類を添えて、知事に報告しなければならない。

2 前項の実績報告書は、補助事業の完了の日から30日を経過する日又は令和4年1月14日のいずれか早い日までに提出しなければならない。ただし、交付決定前に補助事業が完了している場合にあっては、交付決定の日から30日を経過する日までに提出しなければならない。

(補助金の交付)

第8条 補助金の交付は、精算払とする。ただし、知事が必要と認めるときは、概算払により交付することができるものとする。

2 補助金の交付を受けようとする補助事業者は、様式第6号による補助金請求書（補助金の概算払を受けているときは、補助金精算請求書とする。）又は様式第7号による補助金概算払請求書を提出しなければならない。

(財産処分の制限)

第9条 補助事業者は、補助事業により取得した財産を、知事の承認を受けないで、補助金の目的に反して使用し、又は譲渡してはならない。ただし、補助金の交付を受けた日の属する年度の末日から起算して「減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）」に定める期間を経過した場合はこの限りではない。

2 知事は、補助事業者が前項の規定に違反した場合、その交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(雑則)

第10条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年7月1日から施行する。

別表

補助対象事業	新型コロナウイルスの感染防止対策の推進
補助対象事業者	<p>石川県内において、新型コロナウイルスの感染防止対策を実施する旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第1項に規定する許可を受けて宿泊事業を営み、「いしかわ新型コロナ対策認証制度」における認証を取得又は申請した者で、次の各号のいずれかに該当する者を除くものとする。</p> <p>（1）風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業を営む者</p> <p>（2）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員及びこれらと密接な関係を有する者</p> <p>（3）「いしかわ新型コロナ対策認証制度」の認証申請後、認証しない旨の通知を受けた者及び補助対象期間内に認証を受けられなかった者ただし、補助対象事業者として知事が認めた場合は、この限りではない。</p>
補助対象経費	<p>令和2年5月14日以降に契約・発注し、令和3年12月31日までに支払を含めて事業が完了する経費で、次に該当するものとする。</p> <p>ア 「いしかわ新型コロナ対策認証制度」や「宿泊施設における新型コロナウイルス対応ガイドライン」で設定する基準等に対応するため、補助事業者が実施する感染防止対策に必要な備品・消耗品の購入に要する経費。</p> <p>イ 新たな需要に対応するため、補助事業者が実施する施設改修など、前向きな投資に要する経費。</p> <p>なお、次に掲げる経費は、交付の対象としないものとする。</p> <p>（1）消費税及び地方消費税に相当する額</p> <p>（2）この補助金以外に同様の事業内容にて別途、国又は地方公共団体が実施する補助金、委託費、助成金等が支給されている経費 ただし、市町の補助金、委託費、助成金等が、その制度上他の補助金（本補助金）と併用可となっている場合は、令和3年7月1日以降に契約・発注し、令和3年12月31日までに支払を含めて事業が完了する経費で、先に県が交付決定を行ったものに限り、当該経費から本補助金を除いたものについて、市町から追加支給を受けることを可能とする。</p> <p>（3）その他、補助事業の目的上、知事が不相当と認めるもの。</p>
補助率	<p>1/2（1,000円未満の端数がある場合は、これを切り捨てる。） ただし令和3年7月1日以降に契約・発注し、令和3年12月31日までに支払が完了する経費については別途、1/4（1,000円未満の端数がある場合は、これを切り捨てる。）を上乗せ</p>
補助金限度額	<p>1施設あたり500万円 ただし、令和3年7月1日以降に契約・発注し、令和3年12月31日までに支払が完了する経費の別途上乗せ分については、1施設あたり250万円 なお、旅館業法に基づく許可単位を1施設とするが、外観上、構造上及び機能上の各面を総合的に判断して一体性があると認められる一の建築物内で、1事業者が複数の許可を得ている場合は、許可数にかかわらず1施設とみなす。</p>
補助対象期間	令和2年5月14日から令和3年12月31日まで